

デジタル統括室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和6年12月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
1	令和6年度業務統合端末等機器(ICT戦略室(その2))継続借入	情報処理	株式会社JECC	2,542,650	令和6年12月23日	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	G7	—
2	令和6年度業務統合端末等機器(ICT戦略室)継続借入	情報処理	FLCS株式会社 関西支店	54,811,350	令和6年12月27日	地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める 政令第11条第1項第2号	W2	適用

No. 1

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度業務統合端末等機器（ICT戦略室(その2)）継続借入
  
- 2 契約の相手方  
株式会社J E C C
  
- 3 随意契約理由  
デジタル統括室の既存契約である令和2年度業務統合端末等機器（ICT戦略室）長期借入（令和2年9月10日契約）について、令和6年12月31日にリース期間満了となるが、令和7年12月31日までは継続した借入れが業務上必要となるため、現在の契約相手方である株式会社J E C Cと特名随意契約を締結する。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G7)
  
- 5 担当部署  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（06-6543-7114）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度業務統合端末等機器(ICT戦略室)継続借入
  
- 2 契約の相手方  
FLCS株式会社 関西支店
  
- 3 随意契約理由  
FLCS株式会社は、現行業務統合端末等機器の運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部署  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7114)